

登録免許税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 登録免許税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。(第26条関係)
- 2 この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。(附則関係)